

令和5年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和5年7月25日（火曜日）
- 2 開催時間 午後1時32分開会 午後1時47分閉会
- 3 開催場所 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 19名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲
13番・浅沼 博実	14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋
17番・石尾 卓也	18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪	
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 稲場主査 正部川主任
遠藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 15番・一宮 敏昭 16番・清水 利秋
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の解消に伴う北海道知事への報告について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について

10 議事録本紙

○議長（山田 孝） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名全員でございます。部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立しております。

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

15番一宮委員、16番清水委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし3ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転が4件、使用貸借権の設定が1件の合計5件です。地区の内訳ですが、所有権移転は東鷹栖地区3件、江神地区1件、使用貸借権の設定は西神楽地区1件となっております。

番号1番につきましては、譲渡人が管理する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

番号4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。

番号5番につきましては、貸主が所有する農地を借主へ使用貸借し、経営を移譲する案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページないし5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、番号1番について担当地区委員からの補足説明を求めます。

- 委員（松木 一幸） はい。9番松木です。
番号1番について補足説明いたします。
番号1番は、所有者が死亡して相続人がいなかったため、相続財産管理人である弁護士が管理しておりましたが、このたび家庭裁判所から売買の許可が出されたため、隣接地を耕作している譲受人へ売却するものです。
以上です。
- 議長（山田 孝） はい。それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きます。日程第2議案第2号「農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の解消に伴う北海道知事への報告について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（正部川主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の解消に伴う北海道知事への報告について」を御説明いたします。
議案の5ページ、合わせて議案補足資料7ページないし10ページを御覧ください。
本件は、西神楽地区において発生し、平成27年5月に北海道に報告した違反転用事案についてです。
土地所有者が5条転用が認められない目的で使用する者に農地を貸し、借受者が5条転用の許可なく建築物等を設置した事案で、この度、違反者から、是正が完了した旨、報告書の提出があったものです。
違反者は、北海道から指導を受け、当初、平成30年中に是正する計画でしたが、代替地の確保に時間を要し、計画の変更を行っています。
所在地区の委員の現地確認により、建築物等の撤去及び農地への復元を確認できたことから、この報告書を受理し、北海道へ提出することといたします。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。
- 委員（只石 博幸） 14番只石です。

発見当時、当該地には、資材置場として建物や重機、資材などが多数設置されていましたが、それらが撤去され、農地に復元されていることを現地で確認しました。

以上です。

○議長（山田 孝） はい。それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、報告書を北海道に提出することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。
日程第3 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の7ページを御覧ください。
本件は、東旭川地区で稼働力不足を理由とした新規の賃貸借となっており、集積面積は、2,992㎡でございます。
旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。

議案の該当ページは9ページ及び10ページでございます。

東鷹栖地区で1件、江神地区で1件、東旭川地区で3件、合計で5件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、番号2番について担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（佐藤 慎二） はい。4番佐藤です。
わたしは番号2番についてお話しします、江神地区の委員2名で現地を確認しました。

本件の土地は、従前から山林化しておりますことから、農採地以外と判断いたしました。

以上です。

○議長（山田 孝） はい。それでは議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規程による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは11ページから15ページでございます。

本件につきましては合計6件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区2件、永山地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区2件となっております。届出の内容につきましては、全件が相続による所有権の移転でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事

務局長専決処理にて届出を受理しましたことを御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは17ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、江神地区で2件ございました。
これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会を閉会いたします。